

城前広場飲食店 3 店舗 運営事業者募集要項

和歌山市 財政局 財政部 管財課

目 次

I 公募について	1
1 趣旨	1
2 出店場所・内容	1
3 出店に当たっての基本的な考え方	1
II 出店の条件について	2
1 運営の条件	2
2 使用の条件	3
3 施設・設備の条件	6
4 報告	8
5 従業員の教育訓練等	8
6 法令等の遵守	8
III 応募方法等	8
1 応募者の資格	8
2 応募の手続	10
IV 評価方法等	12
1 プロポーザルの評価方法	12
2 出店候補者の決定基準	13
3 出店候補者の辞退	13
4 失格事項	13
5 契約等について	13
参加資格確認申請に必要な書類について	14
企画提案事項及び配点一覧表	15

I 公募について

1 趣旨

和歌山市では、市役所庁舎南側に位置する城前広場内に、「和歌山城をのぞむ空間に集い憩う」をコンセプトに3つの飲食店舗を設置しています。

城前広場は、和歌山城前に位置し、観光施設である和歌山城の他、周辺には、和歌山城ホールや、和歌山県立医科大学薬学部、宿泊施設等が集積しており、周辺施設利用者や従業員が日常的に和歌山城を眺めながらくつろげる空間、また、和歌山の物を使った商材を販売することにより、和歌山城等の観光施設を訪れた人も立ち寄りたくなるような和歌山らしい空間となることを目指しています。

つきましては、3店舗及び城前広場を総合的に運営し、またイベント等の開催により城前広場にさらなるにぎわいを創出していただける運営事業者を「公募型プロポーザル方式」により募集します。

2 出店場所・内容

(1) 所在地

和歌山市七番丁24番1 東庁舎南側沿い

(2) 募集店舗仕様

店舗面積：1店舗あたり（建築面積） $3.0\text{m} \times 1.8\text{m} = 5.4\text{m}^2$

（内壁内寸） $2.8\text{m} \times 1.6\text{m} = 4.48\text{m}^2$

※基礎立上り面内寸 $2.75\text{m} \times 1.55\text{m}$

店舗数：3

構造：鉄骨造（※防火地域のため準耐火建築物） 平屋建て

外壁：木目調窯業系サイディングパネル（一部ガルバリウム鋼板）

電気設備：店舗用分電盤、24時間換気設備用コンセント

機械設備：24時間換気用換気扇、給排水設備（店舗内配管突き出し）

外構：平板仕上げ、雨水排水設備、店舗用グリストラップ

※上記記載以外の照明設備、水栓器具、厨房設備等は設置しておりません。必要に応じて事業者工事にて設置してください。

※上記寸法等は参考寸法になります。

※各店舗工事については事業者負担とします。施工等については関係法令を遵守すること。

(3) 城前広場の概要

敷地面積：幅約100m、奥行き約17m 約1,700 m^2

3 出店に当たっての基本的な考え方

企画提案に当たっては、特に次の点を重視します。

(1) にぎわいを創出できる工夫があること。

- ・店舗及び城前広場を活用し、年間を通して人を呼び込める工夫があること。
- ・城前広場や周辺施設で他の事業者がイベント等を実施する場合は協力し、共ににぎわい創出に向けた取組があること。
- ・店舗または広場の一部をチャレンジショップ等の短期出店枠として運営すること。

- (2) 利用者のニーズに合致したサービスを提供できること。
 - ・利用者のニーズに合致した店舗構成、サービスであること。
 - ・外出の目的先として訪れたいような店舗ならではの特色あるメニューであること。
 - ・利用者のニーズに合致した営業日・営業時間であること。
- (3) 城前広場にふさわしい外装、デザインとすること。
 - ・史跡和歌山城の目前であるという立地を意識した外観であること。
- (4) 継続的、安定的な運営ができること。
 - ・資金、人材等、店舗への支援体制が万全であり、運営実績等、店舗運営のノウハウがあること。
 - ・適正な従業員配置体制及び教育・訓練体制があり、利用者からの要望・クレーム等についても迅速に対応できること。
- (5) 安全・環境に配慮した店舗であること。
 - ・防犯・防災体制、食品の安全管理・衛生管理体制等が確立されていること。
 - ・環境への配慮や廃棄物を適正に回収・廃棄すること。

Ⅱ 出店の条件について

1 運営の条件

(1) 運営内容

ア 3店舗を一括して運営していただきます。1事業者または複数の事業者で1つのグループを構成した上で代表者を定め、運営してください。第三者の使用も可とします。その場合は、企画提案において示してください。

イ 3店舗については飲食店(飲食物の販売を含む)を運営してください。飲食物以外の販売は、店舗において飲食店を主たる営業とする場合や、広場の一部を活用する場合に可能です。

ウ 店舗または広場の一部をチャレンジショップ等の短期出店枠として運営するものとします。

チャレンジショップ：創業希望者や新規事業者の育成を目的として、一定期間、営業機会を提供し、本格的な独立、開業を支援するもの。

(2) 契約期間

令和8年10月上旬から令和10年9月30日まで(予定)とします。

以降については、1年更新とし、最大5年とします。なお、契約期間には店舗の内装設備工事等に要する期間、原状回復のための撤去等に要する期間を含みます。

※出店にあたり、保証金60万円を契約までに納付していただきます。令和10年9月30日までに解除した場合、保証金は一部返還しません。令和10年10月1日以上営業された場合は、退去時に全額返還します。

(3) 営業日・時間等

ア 営業日及び営業時間については、事業者の企画提案事項とします。

※来庁者や周辺施設で働く方、学生等のランチタイム需要への対応に加え、ナイトタイムエコノミー推進の観点から、通常時における夕方以降の営業に努めるとともに、冬季イルミネーション等のイベント期間中は、それに合わせた営業日及び営業時間の設定に配慮してください。

イ 営業日及び営業時間の変更については、市の承認を受けなければならないものとします。

ウ 市の事業、施設設備の点検修理等を実施する場合は、営業時間等の変更について市に協力するものとします。

(4) メニュー及び価格等

ア 提供するメニューは、事業者の企画提案事項とします。

イ 和歌山市のシンボルともいえる和歌山城の前面であり、かつ行政機関である市役所前という立地を意識するとともに、地産地消に努め、外出の目的先として訪れたいような店舗ならではの特色のあるメニューを盛り込むものとします。既存の名産品にとどまらず、新たなブランドの構築や新しい和歌山らしさの創造につながる取組とすることも可能です。

ウ 価格は、事業者が任意に設定してください。ただし、老若男女、様々な人が利用しやすい価格帯としてください。

エ アルコール類を取り扱うことができるものとします。取り扱う場合は、飲酒運転排除に資する方策を提案してください。

オ 提案したメニューを変更する場合は、事前に協議を必要とします。

(5) 営業許可等の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める関係機関等への申請・届出等については、すべて事業者の負担と責任において行ってください。また、本飲食店運営に関して必要な許認可等を受けた場合、営業開始までにその写しを提出してください。

2 使用の条件

(1) 使用許可

ア 店舗等設置場所等については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可とし、契約期間中は毎年使用許可の申請をしてください。使用許可は市が本募集要項により選定された事業者に対して付与するものであり、事業者と第三者との間で締結されるいかなる契約にかかわらず、本使用許可の条件が優先されます。なお、事業者と第三者との間で生じたトラブルについて、市は一切の責任を負わないものとします。

イ 行政財産の使用許可は、営業開始の1月前までに「行政財産使用許可申請書」により申請してください。

(2) 使用条件等

ア 事業者は、城前広場店舗の運営に関する契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、企画提案の範囲を超えて第三者に譲渡し、委託し、転貸し、担保に供し、名義貸

し等をする事はできません。

イ 事業者は、使用許可を受けた物件（以下「使用許可物件」という。）を企画提案した内容以外の用途に供してはなりません。

ウ 広場を利用して出店し、または店舗利用者用にベンチや椅子を事業者が設置する際は、原則別紙 1 に定める範囲内において市が許可するものとします。ただし、単なる物置場としての利用はできません。また、市がイベント等を開催する場合には、一時的に撤去いただく場合があります。なお、本契約に基づく使用許可範囲を超えて城前広場を使用したいときは、別途許可を受けることにより使用することができます。

エ 市が使用許可物件の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

（３）使用許可物件に係る使用料

使用許可物件については、行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和 39 年条例第 27 号）に基づく使用料を、市が発行する納入通知書により納めてください。（一括払い）

	使用許可物件	面積	積算単価（年額）	使用料（年額）
基本使用料	店舗（3 店舗）			
	建物	17 m ²	16,805 円／m ²	285,685 円
	土地	17 m ²	5,710 円／m ²	97,070 円
				計 382,755 円
提案内容に応じた使用料	広場 土地	最大 215 m ²	5,710 円／m ²	使用面積による
	看板	表示面積あたり	4,400 円／m ²	表示面積による

※ 1 使用料は、令和 8 年度の積算単価を基礎としたもので、毎年度の見直しにより変更となる場合があります。また、1 m²未満の端数は繰り上げて計算します。

※ 2 広場の使用範囲については、企画提案事項とします。許可可能範囲は、原則別紙 1 で示している範囲内とし、事前に協議が必要です。範囲内にある水栓等の利用に支障がないよう配慮してください。

※ 3 既納の使用料は返還致しません。

※ 4 看板等の設置については、和歌山城周辺景観重点地区のため、和歌山市景観条例（平成 23 年条例第 25 号）等を遵守すること。

（４）光熱水費等の負担

ア 使用許可期間中に店舗で使用した光熱水費のうち、計量器により使用実績が判明する電気料金の実費相当分については、市が送付する納入通知書により和歌山市指定金融機関に納付してください。

イ 通信費・清掃費・衛生関係諸費・飲食提供用の消耗品等についても事業者の負担と責任において行うものとします。

（５）使用許可の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

ア 事業者が使用許可の条件に違反したとき。

イ 事業者が応募者の資格を失ったとき。

ウ 市において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。

(6) 許可の取消しによる損失の取扱い

ア 使用許可が取り消された場合、事業者に損失が生じて、市はその損失を補償しません。また、事業者は、市に対し一切の補償の請求は行えないこととします。

イ 使用許可が取り消された場合において、事業者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、市に対し、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

(7) 原状回復

ア 事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約の解除があったときは、事業者の責任において、市の指定する日までに使用許可物件を原状に回復しなければならないものとします。ただし、市が特に承認したときは、この限りではありません。

イ 事業者がアの期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用を事業者に請求することができることとします。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることができません。

(8) 損害賠償

ア 事業者は、自らの責めに帰すべき理由により、使用許可物件の全部又は一部を損傷し、市に損害を与えたときは、当該損害額に相当する金額を、損害賠償として、市に支払わなければならないものとします。ただし、市の監理のもと事業者が自己の負担により原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 事業者は、店舗及び広場の使用に当たり市又は第三者に損害を与えたときは、すべて事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。

ウ 第三者との間で発生した争訟、問題について、市は一切これに関与しないものとします。

エ 事業者は、店舗利用者に提供した食事に起因する食中毒の賠償責任保険に加入することとします。また、災害などの不可抗力による店舗への損害、それに伴う休業への補償、店舗側の責任による店舗利用者への賠償に備え、火災保険や賠償保険等に参加することとします。なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを市に提出することとします。

(9) 営業補償

市が実施する庁舎及び店舗の設備点検、修理及び修繕に伴い、営業できない時間が生じた場合であっても営業補償はありません。

(10) 法令の遵守

使用許可物件の使用に当たっては、関係法令及び本要項、使用許可に付する条件、契約書に定めるもののほか、市の関係条例、規則等を遵守することとします。

3 施設・設備の条件

(1) 市設置設備

市が設置する設備は次のとおりです。※別紙2参照

内装	床：土間コンクリート金鋺押さえ 壁：鋼製下地の上、強化石膏ボード t15 天井：軽量鉄骨下地の上、不燃石膏ボード t9.5
電源	電気設備 既存屋外分電盤より店舗用屋内分電盤までの一次配線 店舗用電力量計及び店舗用分電盤の設置 電源仕様 一次側配線 1φ3w 100/200V 60AT 分電盤回路数 6回路（内1回路は24時間換気用に使用）
給水設備	給水配管 給水方法：直圧 屋外給水配管（既設給水配管～量水器） 既設給水管より分岐し量水器設置 屋内給水配管（量水器～屋内） 天井面より突き出しバルブ止め（20A）
排水設備	屋外排水設備 グリストラップ（許容流入流量70ℓ/min） 屋内排水設備 床面から立ち上げキャップ止め（FL+200mm） 排水管内用掃除口の設置
換気設備	24時間換気用換気扇 給気フード、排気フード 深型、ステンレス製

(2) 店舗の設置工事等

ア 事業者は、出店するにあたり提案した応募企画書に基づき自らの責任と負担において必要な設置計画を立てることとします。

イ 店舗の内装は事業者が自ら設置・管理することとします。

ウ 店舗に必要な電気設備、空調・換気設備、消火設備その他の設備機器等については、事業者自ら設置・管理することとします。

エ 設置工事については、事前に書面により市と設計及び施工の協議を行い、許可を受けてから行うものとします。

オ 空気調和設備等天井から吊り下げるものについて十分な防振措置を講じてください。

カ 設置する機器は騒音規制法に基づく規制基準を満たしてください。また、基準を満

- たすための対策工事が必要な場合、事業者の費用負担で設置することとします。
- キ 室外に設置する機器の位置については指定された位置とし、外部環境を考慮した計画としてください。
- ク 冷媒配管用の貫通口の貫通処理は事業者の費用負担とします。
- ケ 排気ダクトからの臭気に関して、周辺環境を考慮した計画としてください。
- コ 施工に際して、耐火被覆材をめくる等を行った場合、事業者の責任をもって復旧してください。また、誤って破損等した場合は、市と協議の上復旧してください。
- サ 工事場所及び作業ヤードは、カラーコーン等により適切に区画し、安全対策を行うこと。
- シ 各法令、規則等に則り工事を行うこと。

(3) 廃棄物の処理等

店舗から発生する全ての廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成12年条例第57号）及び規則に基づいて事業者の責任で行い、処理費用も事業者の負担とします。

また、油を使用する場合は、廃油の処理は適正に行ってください。

(4) 施設の管理

- ア 事業者は、使用許可物件に係る防犯・防災対策を自ら行うこととします。
- イ 事業者は、設備、調理用器具等は毎日適切な時間に清掃、洗浄消毒及び保管を行い、清潔保持に努めることとします。
- ウ 事業者は、店舗における食品・調理機材等の管理については、自らの責任において行うものとし、火災・盗難その他の不可抗力による災害に対しても、市は一切の責任を負わないものとします。
- エ 事業者は、退出時に火気、電気、水道及び戸締りの点検等の確認を行うこととします。
- オ 事業者に対し、市が店舗の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

(5) 商品の仕入れ・管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、販売商品の瑕疵については、事業者がすべての責任を負うこととします。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、飲食物については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。

(6) その他

- ア 店舗内及び広場はすべて禁煙とし、灰皿を設置することも不可とします。
- イ 店舗用の駐車場及び店舗従業員用の駐車場はありません。
- ウ 音響等を使用する場合は、事前に市と協議を行い、承認を受けてから行うものとします。
- エ やむを得ない理由により使用許可期間中に出店を中止する場合は、その旨を3ヶ月前までに書面により市に申し出てください。使用許可の更新をしない場合も同様とし

ます。

オ 事業者は、店舗周辺を清潔に保つよう清掃を行うこと。

カ 店舗前に車両を乗り入れる場合は、通行人に十分注意して走行し、搬入等に必要な最低限の時間とすること。

キ 施設設備の更新、店舗内改修その他、原型を変更する行為をしようとするときは、事業者の費用負担により実施するものとし、事前に書面により市と協議を行い、承認を受けてから行うものとします。

4 報告

(1) 事業者は、法令の定めにより設置を要する有資格者、責任者等の名簿及び体制を市に報告し、報告内容に変更や更新があった場合、速やかに報告することとします。

(2) 事業者は、翌月 15 日までに、前月の営業実績を含む事業報告書を作成し、市に提出することとします。この定期報告以外にも、市から収支等の報告を求められた場合、事業者はその求めに応じなければなりません。

(3) 市は、必要に応じて事業者について指示し、報告を求めることができるものとします。この場合、事業者は、誠意をもって速やかにこれに応じることとします。

(4) 突発的な事故等が発生した場合は、事業者は速やかに市に報告し、その指示に従うこととします。なお、その内容については、後日市が指定する期限までに書面で報告することとします。

5 従業員の教育訓練等

(1) 事業者は、業務の遂行に必要な事項を熟知させるとともに指導教育することとします。

(2) 事業者は、利用者から苦情又は要望を受けたときは迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならないこととし、当該内容について市に報告することとします。

6 法令等の遵守

(1) 事業者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等関係するその他の法令及び本要項に定めるもののほか、市の関係条例及び規則等を遵守することとします。

(2) 事業者は、労働災害を防止するため、自らの責任で労働安全衛生法及び関係法令を遵守することとします。

(3) 事業者は、業務に関する法令を遵守し、店舗に係る衛生管理の徹底を図ることとします。

Ⅲ 応募方法等

1 応募者の資格

本募集は公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）です。プロポーザルに応募できるのは、次の事項の全てを充たす法人又は個人とします。店舗運営においては、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を委託することを妨げないものとします。ただし、その場合、企画提案時にその旨を申告するものとし、最終責任は代表事業者にあるものとします。

なお、店舗を複数の事業者で運営する場合（運営グループ）は、代表事業者を定めな

ればならず、代表事業者及び、構成事業者は、本店舗出店事業者募集に係るプロポーザルにおいて、他の運営グループの構成員を兼ねることはできないものとします。

また、応募する際には、代表事業者は「別記様式第4－1号 会社概要」に、構成事業者は「別記様式第4－2号 共同申請者会社概要」に必要事項を記入し提出してください。

- (1) 応募時点において、1年以上継続して飲食店営業（一般食堂、仕出し店、弁当屋、レストラン、カフェその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。）の実績があり、かつ、安定した経営能力を有していること。
 - (2) 営業に関し、必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可等を営業開始までに確実に取得できる者であること。
 - (3) 応募時点において、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を過去1年間受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税のいずれについても未納の額がないこと。
 - (5) 食中毒事故等の場合、事業者の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む者でないこと。
 - (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申し立てがなされていない者であること。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (11) 募集要項を理解のうえ、応募に意欲があり良質な飲食品を適正な価格で提供できる能力を有するとともに、誠実に業務を履行できること。
- ※フランチャイズ契約等に基づき第三者が運営する場合は、その事業者についても（2）から（11）までの要件を満たしている必要があります。

2 応募の手続

(1) スケジュール

公募開始	令和8年7月21日
参加資格確認申請書提出期間	令和8年7月21日～令和8年8月3日
参加資格確認通知書の送付	令和8年8月14日
質問書の受付期間	令和8年7月21日～令和8年7月27日
質問に対する回答期限	令和8年7月30日
企画提案書の提出期間	令和8年8月17日～令和8年8月24日
プレゼンテーション	令和8年8月下旬（予定）
評価結果の通知	令和8年9月上旬
工事等の協議、契約の締結	令和8年9月中旬～令和8年10月上旬
出店事業者工事着手可能日	令和8年10月中旬
店舗営業開始	令和8年11月頃（予定）

(2) プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第1号）

(イ) 誓約書（別記様式第2号）

(ウ) 役員等調書及び照会承諾書（別記様式第3号）

(エ) 会社概要（別記様式第4-1号）会社の概要がわかるパンフレット等がある場合は添付してください。

※店舗を複数の事業者で運営する場合、代表事業者は会社概要（別記様式第4-1号）、構成事業者は共同申請者会社概要（別記様式第4-2号）にそれぞれの会社の概要がわかるパンフレット等がある場合は添付してください。

(オ) 出店状況（別記様式第5号）各店舗の営業許可証の写しを添付してください。

(カ) 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）（どちらも原本）

(キ) 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票（個人）（どちらも原本）

(ク) 直近2事業年度分の財務諸表（2年分）

(ケ) 納税証明書（国税及び地方税の未納のないことの証明書。原本）

※ 「参加資格確認申請に必要な書類について」を参照のうえ、記入してください。

イ 提出期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月3日（月）までの平日

午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

ウ 提出場所

和歌山市役所

和歌山市七番丁23番地

和歌山市 財政局 財政部 管財課（本庁舎5階南側）

TEL 073-435-1032

FAX 073-435-1259

E-mail kanzai@city.wakayama.lg.jp

エ 提出方法

（ア）提出書類は、すべてまとめて提出してください。

（イ）提出書類は持参するものとし、事前に提出日時の確認を行ってください。郵送又は電子メールによる提出は受け付けません。

（ウ）提出時に申請内容について確認を行いますので、内容を説明できる方が持参してください。

（3）プロポーザル参加資格の通知

提出されたプロポーザル参加資格申請書等の確認を行い、プロポーザル参加資格確認通知書（別記様式第6号）により参加資格の有無を通知（令和8年8月14日送付予定）します。

（4）質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 質問方法

質問書（別記様式第7号）を提出してください。書面以外の質問は受け付けません。

質問書を提出する場合には、持参又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールにより提出した場合、その旨電話にて連絡してください。

※持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

ウ 質問提出先

（2）ウに同じ。

エ 回答方法

質問者に対して書面で回答するとともに、質問書の受付期間終了後にすべての質疑と回答をとりまとめ、市のホームページに掲載します。なお、回答内容において、質問書の提出者が特定されと思われる情報は公開しません。

（5）企画提案書等の提出

ア 提出書類

①企画提案書（「企画提案事項及び配点一覧表」に記載する項目順に任意様式により作成してください。）

②企画提案書の概要版（特にアピールしたい事業者の強みや特色ある提案内容をA4用紙1枚にまとめたもの）

③企画提案に係る確認事項の記入票

イ 提出期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月24日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（必着）

ウ 提出場所

（2）ウに同じ。

エ 提出方法

（2）エに同じ。

オ 提出部数

各8部

カ 提出制限

企画提案書は、1提案者について1件を限度とします。

キ その他留意事項

（ア）提出書類は返却しないととも、出店候補者の決定以外には使用しません。

（イ）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

（ウ）企画提案書等は、プロポーザルを行うために必要な範囲において複写することがあります。

（エ）提出書類確認後、必要に応じて別の書類を求めることがあります。

（オ）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とします。

（カ）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

（キ）提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、出店候補者を決定します。

Ⅳ 評価方法等

1 プロポーザルの評価方法

（1）企画提案評価

プロポーザル参加資格確認通知書を送付された者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、「企画提案事項及び配点一覧表」で示す評価基準に基づいて評価し、合計評価点の最も高い企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき出店候補者として決定します。

（2）プレゼンテーションの開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案に10分、質疑応答に15分とします。

※参加事業者数により、時間を変更することがあります。

イ 開催予定日

令和8年8月下旬（予定）

ウ 場所

和歌山市役所 本庁舎14階第大会議室（予定）

エ その他留意事項

（ア）正式な日時、開催場所については、別途通知します。

- (イ) 出席者は責任者を含め3名以内とします。
- (ウ) プロジェクター等の機器は使用不可とします。
- (エ) 当日、資料の追加は認めません。
- (オ) プレゼンテーションは、企画提案書の提出が遅い者から順に実施します。
- (カ) プレゼンテーション及び質疑応答は 非公開により実施します。

(3) 評価結果の通知

評価結果は、採否にかかわらず令和8年9月上旬（予定）にプロポーザル評価結果通知書（別記様式第8号）によりプレゼンテーションの参加事業者に通知するとともに、市のホームページで公表します。

2 出店候補者の決定基準

- (1) 評価は、企画提案の内容について、7名（予定）の評価者により公平かつ適正な評価を行い、合計評価点の最も高い企画提案者を出店候補者とします。
- (2) 合計評価点の最も高い者が2者以上である場合は、「企画提案事項及び配点一覧表」の大項目1「にぎわいを創出できる工夫があること」の得点の高い者を出店候補者とします。得点と同じ場合は、以下同様に次の大項目を順に比較して得点の高い者を出店候補者とし、それでもなお得点と同じ場合は、くじ引きにより出店候補者を決定します。
- (3) 出店候補者が辞退を申し出た場合や、失格事項に該当することが判明した場合は、次順位の提案者を出店候補者とします。
- (4) 一定の水準に満たない場合は、出店候補者は決定されません。

3 出店候補者の辞退

市が出店候補者を決定した後、契約までの間に出店候補者が出店を辞退するときは、辞退届（別記様式第9号）を提出するものとします。

4 失格事項

プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とします。

- (1) 提案者が、Ⅲ1に示す応募者の資格要件に適合しなくなったとき。
- (2) 企画提案書の提出がⅢ2（5）に適合しないとき。
- (3) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (5) 評価結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。

5 契約等について

出店候補者決定後は、決定された候補者と和歌山市との間で詳細を協議の上、出店条件等を確認し、令和8年10月上旬を目処に契約を締結します。また、店舗の設置に向け工事等の協議を開始します。

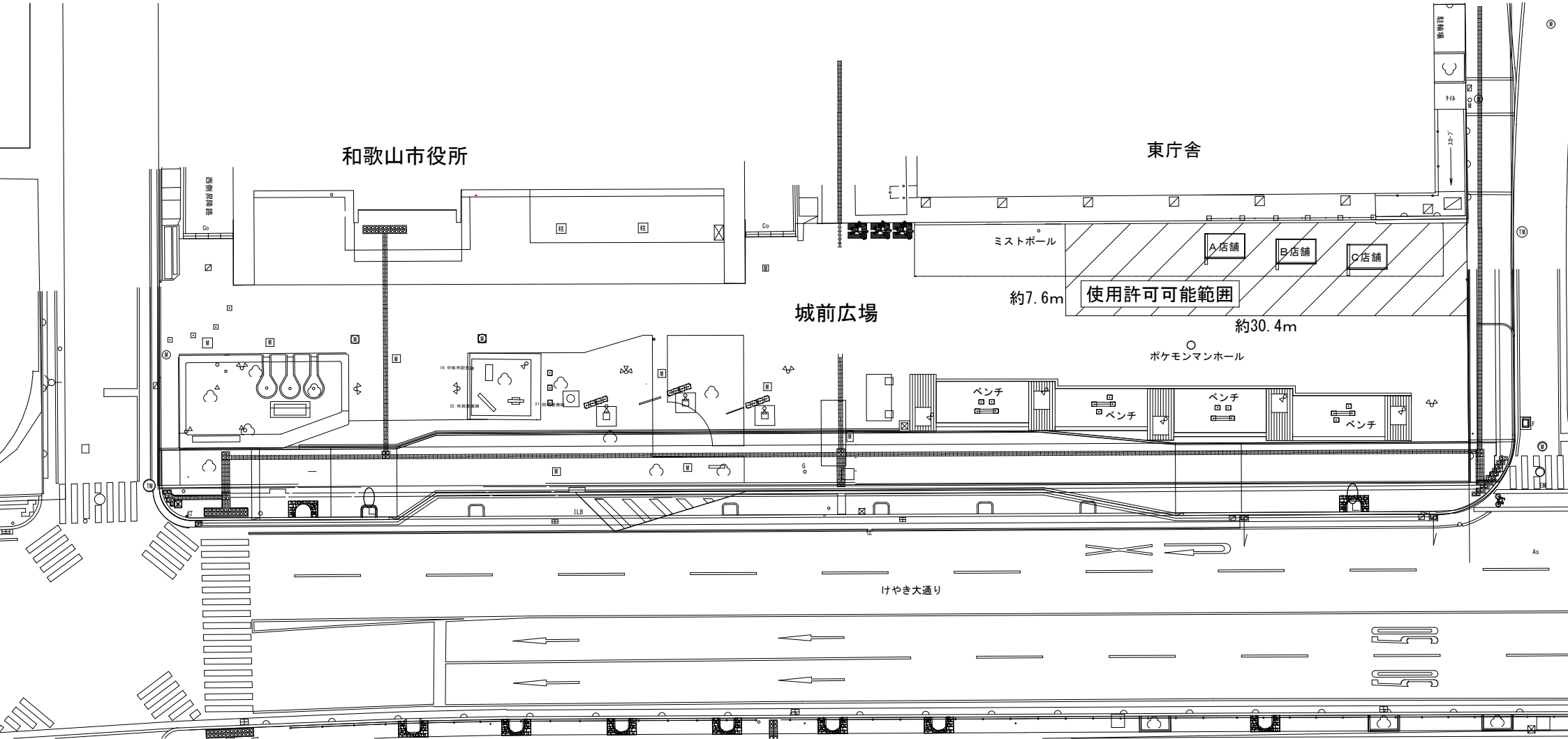
参加資格確認申請に必要な書類について

書類の名称		法人	個人事業者
プロポーザル 参加資格確認申請書 (別記様式第1号)		① 1部作成してください。 ② 印鑑は実印及び会社印を鮮明に押印してください。	
誓約書 (別記様式第2号)		① 1部作成してください。 ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと、その他の事項についての誓約書です。	
役員等調書及び照会 承諾書 (別記様式第3号)		① 1部作成してください。 ② 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員の記載が必要です。	
会社概要 (別記様式第4号)		① 営業年数、従業員数等は令和8年7月1日現在の状況を記入してください。 ② 業績については決算の数値が確定している直近2事業年度分を記入してください。 ③ 企業パンフレット等がある場合は添付してください。	
出店状況 (別記様式第5号)		① 令和8年7月1日現在営業している店舗について記入してください。 ② 各店舗の営業許可証の写しを添付してください。 ③ 3件以上の出店がある場合は、複写して利用してください。	
印鑑証明書 又は 印鑑登録証明書		① 本店の所在地を管轄する登記所(法務局、地方法務局等)が発行する「印鑑証明書」です。 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。	① 市町村が発行する印鑑登録証明書です。 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。
履歴事項全部証明書 又は 住民票		① 本店の所在地を管轄する登記所(法務局、地方法務局等)が発行する「履歴事項全部証明書」ではありません。 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。	① 市町村が発行する住民票です。 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。
財務諸表		直近2事業年度の決算時における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等を提出してください。	直近2事業年度の税務署へ提出した申告書、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出してください。
納税証明書	国税	① 本店所在地所管する税務署発行の納税証明書1部(その3の3) ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。	① 住所地(所在地)所管する税務署発行の納税証明書1部(その3の2) ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。
	地方税	① 和歌山市に本店がある場合 「納税(完納)証明書」 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。	① 和歌山市が住所地の場合 「納税(完納)証明書」 ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。
		① 和歌山市以外に本店がある場合 次のア又はイのどちらかを提出してください。 ア 本店所在地の市町村が、和歌山市の「納税(完納)証明書」に相当する地方税の未納税額がないことを証明する書類を発行している場合は、その証明書 イ 本店所在地の市町村がアの証明書を発行していない場合は次の(ア)及び(イ)の両方 (ア) 法人市町村民税の納税証明書を2年分 (イ) 固定資産税の納税証明書(直近2年分) ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。	① 和歌山市以外が住所地の場合 次のア又はイのどちらかを提出してください。 ア 住所地の市町村が、和歌山市の「納税(完納)証明書」に相当する地方税の未納税額がないことを証明する書類を発行している場合は、その証明書 イ 住所地の市町村がアの証明書を発行していない場合は次の(ア)及び(イ)の両方 (ア) 市町村民税の納税証明書を2年分 (イ) 固定資産税の納税証明書(直近2年分) ② 発行後3か月を経過していないものに限りします。 ③ 原本に限りします。

企画提案事項及び配点一覧表

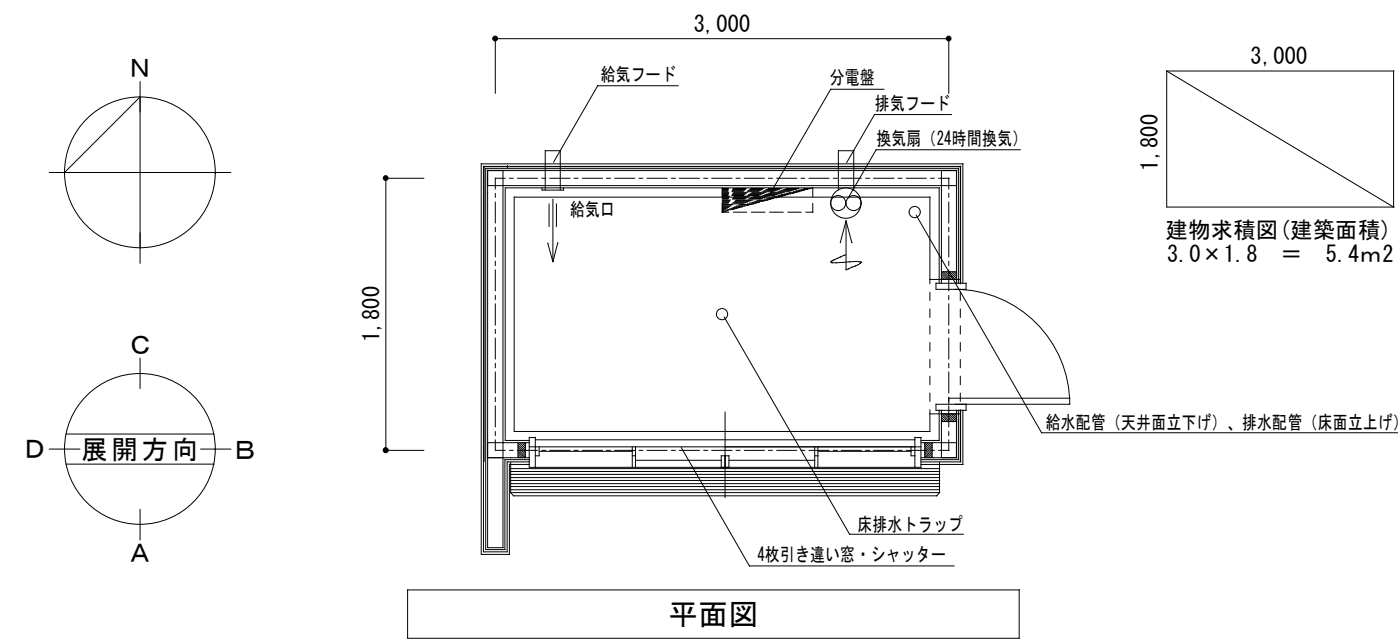
評価項目		提案事項	配点
大項目			
詳細			
1	にぎわいを創出できる工夫があること。		
	(1) 基本的な考え方	ア 事業者の店舗運営及びにぎわい創出の基本的な考え方について	34 点
	(2) 店舗及び城前広場を活用し、年間を通して人を呼び込める工夫があること。	ア にぎわいを創出するためのイベント等の提案をしてください。 イ 城前広場の活用方法とその時のレイアウト等について ウ 広場の使用面積について	
	(3) 城前広場や周辺施設で他の事業者がイベント等を実施する場合は協力し、共ににぎわい創出に向けた取組があること。	ア 他のイベント期間中の協力体制及び取組について	
	(4) 店舗または広場の一部をチャレンジショップ等の短期出店枠として運営すること。	ア 短期出店枠の形態(店舗または広場)、出店期間等の運営方法について イ チャレンジショップとして、創業希望者や新規事業者への支援について	
2	利用者のニーズに合致したサービスを提供できること。		
	(1) 様々な利用者のニーズに合致した店舗構成、サービスであること。	ア 3店舗の構成や店舗の名称について イ 決済方法について ウ 車椅子利用者、高齢者等への配慮について	26 点
	(2) 外出の目的先として訪れたいくなるような店舗ならではの特色あるメニューであること。	ア 提供を予定しているメニュー表及び価格について (アルコール類の取扱いの有無含む) イ 地産地消への取組及び和歌山らしさの創造等について	
	(3) 利用者のニーズに合致した営業日・営業時間であること。	ア 営業日及び営業時間 イ ランチタイムやナイトタイムエコノミーの需要を考慮した営業時間 ウ 臨時休業に対する店舗間でのフォロー体制について	

3	城前広場にふさわしい外装、デザインとすること。		
	(1) 史跡和歌山城の目前であるという立地を意識した外観であること。	ア 店舗の外観図（店舗外部から見たイメージ図等、外観がわかるもの）	10 点
4	継続的、安定的な運営ができること。		
	(1) 資金、人材等、店舗への支援体制が万全であり、運営実績等、店舗運営のノウハウがあること。	ア 飲食業の実績について イ 出店しようとする店舗の収支計画書（当該店舗の月間売上高、年間売上高、客単価、原価、人件費、初期投資費用等がわかるもの） ウ 店舗への支援体制 エ フランチャイズ契約等に基づく第三者による運営の場合は、予定している事業者名、出店状況、収支状況及び支援体制（出店時の経費、責任区分等）	10 点
	(2) 適正な従業員配置体制及び教育・訓練体制があり、利用者からの要望・クレーム等についても迅速に対応できること。	ア 店舗の管理責任者、指揮命令系統がわかる組織図 イ 従業員の時間帯別の人員配置がわかるローテーション表 ウ 従業員の教育訓練等に関する基本方針及び内容について エ 利用者からのクレーム・要望等への対応について	
5	安全・環境に配慮した店舗であること。		
	(1) 防犯・防災体制、食品の安全管理・衛生管理体制等が確立されていること。	ア 店舗の防犯・防災等の体制について イ 食中毒等、衛生面の取組、食品等の安全管理について ウ 企業として省エネルギー、リサイクル等の活動実績について	10 点
	(2) 環境に配慮した店舗であること。	ア 店舗で発生する廃棄物の回収方法、処理方法について イ 廃棄物の減量化推進のための工夫などについて	
6	その他		
	(1) 本店等の有無	和歌山市内に本店等を有しているかわかるもの	3 点
	(2) アピールポイント	出店に際し、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項について	7 点
合計			100 点



城前広場飲食店 出店事業者募集用図面

【別紙2】



外 部 仕 上	
外 壁 ①	胴縁 : C-100×50×20×2.3 耐水石膏ボードの上、通気層+窯業系サイディング
外 壁 ②	胴縁 : C-100×50×20×2.3 耐水石膏ボード12.5の上 通気層の上、耐水石膏ボード+ガルバリウム鋼板
屋 根	下地 : C-100×50×20×2.3 耐水合板の上、ガルバリウム鋼板
内 部 仕 上	
床	土間コンクリート金鋺押え
壁	鋼製下地の上、強化石膏ボード t 15
天 井	軽量鉄骨下地の上、不燃石膏ボード t 9.5

